

### 新原の井戸水涸渇事件(3)

#### 海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(20)

明治二十二年(一八九九)開坑の新原海軍炭鉱。二十五年四月に大字新原で井戸の涸渇が生じたことから、採掘による被害ではないかと住民が訴え、糟屋郡長から連絡を受けて福岡県知事が乗り出しました。一方、炭鉱側は直属する佐世保鎮守府を経て海軍省へ報告され、知事は海軍大臣へ掛け合いました。

結果として、海軍は損害賠償を決定し、次のような指示を出しています。明治二十七年三月十九日、訓令第六五七号は次の通りです。

「御指令案

佐第二一八一号の六、新原採炭所近傍民有地損害賠償之件、福岡県知事照会之金額は相当と認め候条、正当の手順を経たる被害者の請求書(各自に対する詳細の内訳書を添付す)を徴収し、経理局へ送付すべし。」

「案」とありますが、この通り送達され、佐世保鎮守府司令長官から海軍省の経理局長へ、請求書が回されます。

「佐第三八二号ノ六  
所轄新原採炭所近傍民有地損害賠償之件に付、客月十九日付官房第六五七号を以、大臣より訓令の趣に依り、福岡県知事へ照会候処、今般被害者よりの請求書、別紙の通、

送付致候条、及御回達候。可然(御取斗相成度候也。)

添付された委任状では、大字新原の武井弥七、大字須恵の岡成次郎、宇美村大字宇美の小林作五郎の三人が、飛来吉太(大字佐谷の人)に「海軍省採炭の為め土地損害賠償金請求の件」を委任しています(明治二十七年四月九日付)。問題は井戸水涸渇だけにとどまらなかったのです。「炭坑近傍の稲田」では例年より多量の灌漑水を要していましたが、ついには「田面亀裂」して水田の用をなさなくなり、将来は畑地に変更せざるを得なくなっていました。この場合は大字新原に田畑を所有する人たちも、被害者に認定されています。四人の合計は三〇〇円八四銭四厘にのびます。これには将来への補償も含まれています。

一方、「井戸涸渇に対する賠償」は総

額一一七五円で、武井弥七ほか二二名が請求しています。二件とも、明治二十七年五月二十五日に海軍大臣は賠償金支払いを命じました。「井戸涸渇」の請求額は明治二十六年十二月十三日時点のもの。内訳は井戸修繕仕整費三七五円、水汲人夫賃十ヶ月分三〇〇円、種々雑費五〇〇円です。以上が被害に応じ、二三名に分配されました。

なお、明治二十七年一月二十四日には福岡県書記官緒方道平が、佐世保鎮守府司令長官に対し、被害後、日数が経っているので、早急に賠償してほしい、と照会しています。この緒方道平は緒方竹虎の父。竹虎は中学修猷館出身で、朝日新聞主筆を経て、小磯内閣や終戦時の東久邇内閣の国務大臣を務めました。戦後、自由党総裁を経て、自由民主党結党の際に総裁代行委員に就任し、総理の椅子を目前に、昭和三十一年一月、病死した悲劇の人として知られています。国連難民高等弁務官として活躍した緒方貞子の義父に当たります。

引用史料は、JACAR(アジア歴史資料センター) (Ref.C06091024100「明治27年公文備考 土地营造外国人巻15」)による。

